

千曲市告示第19号

千曲市社会福祉施設等通所等扶助実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月6日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市社会福祉施設等通所等扶助実施要綱の一部を改正する告示

千曲市社会福祉施設等通所等扶助実施要綱（平成 20 年千曲市告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「就労継続支援」の次に「及び就労選択支援」を加え、「及び知的障害者援護施設」を「並びに知的障害者援護施設」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 2 月 6 日から施行し、この告示による改正後の千曲市社会福祉施設等通所等扶助実施要綱の規定は、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。